

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 9月号 (No.202)

2020年9月29日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇役員リレーエッセイ

コロナ禍で見つめ直す人間らしさ

神奈川・(福)神奈川労働福祉協会 足立堅太郎

この原稿を書いているのが9月中旬。

本来であれば、8月の第52回福島合研で語り・学び合ったその熱量を継続しつつ、一か月後、横浜で夏季セミナーが開催される予定でしたが、新型コロナの影響はまだまだ続いており残念ながら中止となってしまいました。

そして、横浜市内でも先週、保育所でのクラスターが発生したとのニュースが届き、秋冬に向けての第三波も懸念されています(山形県衛生研究所が、人に感染する7種のコロナウイルスのうち、風邪の症状で流行する従来のコロナウイルス4種は冬に突出して流行する、という論文をまとめ、構造が同様の新型コロナも冬季に流行する可能性があると指摘したそうです)。

そんな中、細々と続けていた横浜保育研究会という学び(と飲み会)の場(現在はzoomを活用しリモート形式で実施しています)の資料として、1970年に大田堯さん(教育学者)が書かれた「選りながら発達することの権利について」という文章を目にしました。

以下にその文章の一節を抜粋したいと思います。

「人間の発達には、跳躍と同時にゆきどまりがある。法と制度にしばられ、人間が生きることへの感応力をまひさせられた教師も、ときとして跳躍の成果に目をみはられることはあっても、それに必ず先行するゆきどまり—飛躍の前の停滞—の意味の重さを見落としがちである。彼らにとってゆきどまり、とまどい、スランプは、達成にとってマイナスの意味しかもたない。資本家から

規格の定められた労働者のつくり出す商品にも似ている。

個性的なものが生み出される過程でのゆきどまり、とまどいは、そこでは単なる「あやまり」、マイナスとしてあつかわれる。テストの結果だけにとらわれ、その結果の平均点に何か意味ありげな幻想にとらわれるのは教師だけではない。多くの父母もそうであろう。もちろんそれは単なる幻想ではない。そういう「人間」評価が現実の社会で重要な役割を果たしているからである。人間の選りながら発達する権利にさからって現代社会の構造と機能がはたらいているという一つのもっとも顕著な兆候が、ここにあらわれている。

ところが、人間の発達という観点からみると、そのゆきどまり、とまどいの中に人間の未来がふせられている。“偉大なる混とん”と名づけてもよいものである。“まちがい”とともに、何をおいても人間でなくてはありようもない偉大なカオスなのである。人間がもっとも人間的である瞬間でさえある」

皆さんはこの文章を読んでどう思われましたか。「ゆきどまり」や「とまどい」、「まちがい」こそが人間らしさであり、さらに人間の未来がふせられているとも述べられています。このコロナ禍において、新しい生活様式以上の“過剰な”自粛の押し付けやSNSでの中傷行為等が問題になっている中で(その行為さえも人間らしさの一部だと包含し)、子ども達の未来(可能性)として、正も誤も何者をも選ぶことの出来る環境を私たち保育関係者が守り、より良い環境へ改善していく事の重要性を改めて感じました。

2020年度経営懇総会

●まとめ

経営懇事務局長 森山幸朗

1. はじめに

全国で新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。会員のみなさんは、感染の拡大防止に向けた、国や自治体からの要請などへの対応や感染リスクを抱えながらもライフラインの維持に不可欠な業務として献身的に活動されていることに敬意を表します。

経営懇ニュースなどでお知らせしていますが、2020年度の第23回総会は、一堂に会しての開催を中止しました。先にお送りした議案書をお読みいただき、会員のみなさんからの感想やご意見を受けて、それらをまとめて再度お届けすることで、総会に替えることとしました。最近の新しい情勢の推移も加えながら、議案書のまとめをお伝えいたします。

2. 情勢について

経営懇が常に重視してきた、平和と憲法について多くの意見が寄せられました。米国での人種差別への抗議行動や国連の人権理事会の緊急会合で「ダーバン宣言」実施をうたった決議など、危機と激動の時代、世界各地で起こっている一過性でない、深いうねりのような変化にたいしても、注視していきます。

1980年代以降、自民党政治が続けてきた、社会保障などの公的責任を弱め、自己責任を強調する新自由主義的改革の弊害が次々と明らかになっています。社会のあらゆる分野から「ゆとり」を奪い、コロナ危機を通じて、保健所や医療体制だけでなく、従業員に休業手当を支払った企業に給付する雇用調整助成金の支

援が迅速に行なえないなど公的機関の脆弱さがあらわになりました。新自由主義の破たんが世界のどこでも明らかになっています。

これまでもいくつかの災害や事故などの危機がありましたが、政府は原因究明や対策の検証を十分に行なわず、歴史的な教訓から学ぼうとしません。それどころか、コロナ危機に乗じて、感染症対策特有の緊急事態宣言を憲法の緊急事態条項に絡める動きが出るなど、惨事便乗型政治の横行そのものです。反核や国際協調に背をむけ、国民の命を危機に晒し、人権と暮らしを破壊してきました。主権者である私たちが、権力を監視する学びの力を形成していくことが重要です。緊急事態であればこそ、地方自治体で、教育・保育や医療・福祉の現場で、専門的な職員集団が不断の努力を重ねるとともに、それを住民が支援する仕組みもぜひ考えていきたいものです。

議案書では、保育や保育制度をめぐる動きについて、特に子ども・子育て支援法実施5年をふりかえって、詳しく述べています。国連で「子どもの権利条約」が1989年に採択、1990年に国際条約として発効。今年で30年。

条約では、「子どもの最善の利益」を保障することを掲げ、全ての子どもの生命が守られ、生存および発達を最大限に保障し、確保されることを求めています。日本政府は批准に際して、すでに国内法は整っているとして、新たな法整備や取り組みに極めて消極的でした。これまでも国連の子ども権利委員会から数回の「是正勧告」を受けていますが、改善の取り組みを怠ってきました。

今回のコロナ感染防止対策で、乳幼児の権利保障を考えると、生きる権利、育つ権利を守り、かつ安心して保育・育児ができる環境を整えなければなりません。保育園での保育は、人

とのかかわりを大切にして成り立っています。そのため3密（密閉、密集、密接）を避けることはとても困難です。保育現場では工夫を凝らしてリスクを減らす保育実践に取り組んでいます。コロナ危機から、保育基準を改善して、広くゆったりと過ごせる施設環境（面積基準の拡大）と少人数クラス編成の実現、職員配置基準の改善で職員の大幅増員が必要であることが明らかになりました。日本政府が最も教訓として学ぶべきは、このことなのです。私たちはウイルスの感染拡大や自然災害などの危機的状況に備え、社会的基盤として役割を担い得る保育園として整備しておく必要があります。そのための要求実現の運動を粘り強く広げていきます。さらに、各地での自治体への要求運動の取り組みを、学び、交流することを重視していきます。

3. 活動方針と組織運営方針について

新聞の投書欄に、20歳の中国人留学生の声がありました。コロナ感染拡大で、大学ではオンライン授業が続き、人との触れ合いが激変。孤立感やストレス、日本社会を理解する手段としての人と接触をたいせつにしている留学生にとってつらい日々が綴られていました。たいせつな人と向き合い、手を伸ばせば触れられる距離にいて、目を合わせて笑い合えることが、どれだけ貴重だったのかをコロナ禍で思い知った、というものでした。

厚労省は、「新しい生活様式」という概念をもち出しました。かつての戦時下と同じように、国民生活の変容を謳い、上からの指示で社会生活を変容させよとしています。私たちは自分たちの力で、「新しい生活」を日常空間につくりあげていくことが必要です。

移動、密集をともなう活動からインターネッ

トなどの情報通信技術の賢い運用での取り組みをすすめます。役員会などは基本的にWEB会議となりますが、地域単位の学習会、交流会などは、小人数で数多く開催できるように工夫していきます。一定の社会的距離を保つことはたいせつですが、離れながらもつながることが重要です。人間の心身は直接触れ合わない、共感や感動を分かち合えないのです。そうした工夫も重ねながら、仲間づくりの成功体験を積み重ねていきます。そして、分断工作を企てる政治の動きを監視して、不正やゆがみを正し続けていきます。

また、全保連、社会福祉法人全国会議をはじめ関係団体、個人との共同の取り組みを強めます。

活動方針に再度目を通してください。役員をはじめ、会員みなさんと、多くの仲間を迎え、ていねいで創意に満ちた活動を展開しましょう。

●会員からの意見・感想

◆活動方針のはじめのところで書かれている「一社会機能を維持する施設として保育を必要とする子どもを受け入れ、自分自身が感染するかもしれないという危機感を持ちながら日々の保育を行っています」という部分には、とても共感できます。加えて、自分自身が、感染させてしまわないかという危機感も同時に持っています。

待機児童解消のために、必死で受け入れていたのに、今は密にならないために、受け入れることもできません。最低基準の貧しさに本当に苦しい現状です。面積が狭すぎる！

集ることが良し、とされていた保育園の生活は、今では、「離れようね」「ひつつきすぎやで」と子どももおとなも分散させているのです。子どもたちには制限をかけず、広いところでのびのびと過ごさせてやりたいです。

私たち大人も、苦手なネットの勉強をして、つながりを保っていたいものです。会員が増えれば予算は心配ないですね。(香川)

◆新自由主義的・新国会主義的政策のもとで、子ども・障害児(者)・介護・福祉に国の予算をかけない社会状況の中でおとな子どもたちも管理と競争に追い詰められています。また、官邸による操作の中で保育現場は翻弄されてきました。3歳以上の保育料は無償になったけれど、食材費の実費徴収は応益負担への転換のはじまりで、介護分野で行っていることを保育に持ち込もうとしていること、ありありとしている今の実態です。保育士を確保し、子ども一人ひとりを平等に育てる場所が保育園なのに、格差が起こる保育現場になりうる社会福祉法人の保育園です。国や行政にしっかり声をあげ続けることの重要性を痛感するばかりです。児童福祉法24条1項を維持し、どの子の命も大切に作る保育がなされなければならないのに、今の現状は厳しすぎます。今、若い保育士を育てることも大変です。働き方の問題、学び続けることの大切さ、お互い学びあって、保護者とともに子育てに夢がもてるようにしていきたい。経営懇からの発信は大きいです。

(埼玉)

◆議案書を、私にしては珍しく、まじめに時間を取って読ませてもらいました。すべての議案について賛成です。

意見ではありませんが、感じたことがたくさんありました。まず一つ目が、1号議案、保育をめぐる情勢は、この間、いろいろな研修がなくなったせいで、情勢等学習する機会がなかったので、本当に勉強になりました。細かく見出しがついており、わかりやすくまとめてあったこともよかったです。どちらかというと、情勢が苦手な私もずっと入ってきて、「そうだった」と確認できました。あらためて、私たちの今後の課題が見えてきたように感じました。また、こういったことをうちの職員たちに伝えていなかったとも反省しま

した。恥ずかしいことですが、「コロナ禍」だからといって逃げていた自分がいたこともわかりました。

そして、保育・子育てをめぐる状況と保育所の役割は、「生きづらさ」を抱えているなどおもう子どもや家庭が多いうちの園では、その子(家庭)の背景をきちんと把握しないといけないことをあらためて感じ、私たちの保育園がめざしていることが議案書に書かれていることと同じ、つまり「子ども主体で、興味・関心・好奇心にもとづく楽しい保育生活・活動する保育実践を」にとても、心強く感じました。

今年度は、総会・セミナーも中止のため、全国のみなさんとお会いできないことが残念です。コロナ感染のことを考えたらあたりまえだとは思いますが、年に何度か一堂に集まることにより全国の皆さんから「元気」と「勇気」をいつももらっていた私は燃料切れになってしまわないかと心配です。冬の経営研究セミナーが行われることを切望し、それまで何とか頑張ります。

(愛知)

注)経営研究セミナーも今年度は中止となりました。セミナーにかわる学習企画を、現在、検討中です。

◆保育現場が抱える問題を、あらゆる角度から整理していただき、初めて私たちがおさえておかなければならない内容を確認することができました。また、コロナ禍でこれまでの日億の課題も浮き彫りになり、その意味で活動方針の内容はより多くの人々の理解が得られることだと思います。

日々、コロナ感染防止対策に追われ、職員さんの処遇改善に悩むところもありますが、今後も希望の持てる総括や方針を提示していただいたことで元気・勇気をもらいました。ありがとうございました。(広島)

保育をめぐる情勢

●20年4月の待機児童数発表、待機児童数減！？

厚生労働省は、2020年4月時点の保育所等の状況を公表しました(9月4日)。保育所等とは、認可保育所以外に認定こども園(2・3号認定)や地域型保育事業(小規模保育事業等)が含まれています。

保育所等の申込者数は約284万人で、過去最高でした。このうち待機児童数は1万2,439人で、前年と比べ4,333人減少と発表されています。ただし隠れ待機児童は7万4,840人にのぼります。

◆隠れ待機児童は増加

そもそも待機児童とは、認可保育所に申込み、入れなかった子どもを指していました。しかし、2001年に国が、自治体が独自に助成している認可外保育施設を利用している場合は待機児童数に含めないとするなど、待機児童の数え方が変わってきました。このように、申込者のうち、待機児童としてカウントされていない者が隠れ待機児童と呼ばれています。具体的には、①企業主導型保育事業を利用している者、②地方単独事業を利用している者、③育児休業中の者、④特定の保育園等のみ希望している者、⑤求職活動を休止している者、です。

2019年度は①～⑤の合計が8万394人でしたが、今回は8万4,850人と増えています。特に企業主導型保育事業と育児休業中の者の数が増えています。育児休業中の数値は前年の6,787人から1万585人に増加し、コロナ禍が影響していると考えられます。

待機児童数の減少は、自治体の努力で施設整備が一定進んでいる面もあり評価すべき点です。一方で、待機児童の約7倍にのぼる隠れ待機児童の

存在を見逃すことはできません。

◆隠れ待機あっても公立廃止？

待機児童数ゼロでも隠れ待機児童が存在する自治体は少なくありません。例えば大阪府八尾市の待機児童はゼロですが、隠れ待機児童は263人。そのなかで公立保育所の廃止が提案されています。八尾保育運動連絡会では、コロナ感染拡大防止のためにも公立保育所を存続してゆとりある保育を、と緊急請願署名にとりくんでいます。

必要な子どもに保育を保障するために、自治体の待機児童数等の情報に注目し、保育施策に対して保護者・保育者の要望を届けることが重要です。

●災害時の対応について

◆厚労省より事務連絡

7月17日に厚労省保育課より、都道府県等に対して事務連絡がだされています。

○保育指針には緊急時・災害時のマニュアル作成や保護者への連絡体制等の確認等が定められている。また、総務省行政評価局から、非常時に保育施設等の臨時休園の判断を迅速・適切に行うために、国としての考え方を自治体に提示するとともに、自治体に臨時休園等の基準を設けるよう要請するように、勧告を受けた。

○2019(令和元)年度、災害時等の対応について調査研究事業を実施した。

○調査研究をもとに、厚労省として「災害における臨時休園の在り方」を整理した(※別紙資料として同封)。

○各自治体で、臨時休園等の基準の策定をお願いしたい。

◆災害時の対応、51%の自治体はその都度判断

厚労省の調査研究では、災害時の休園等についての判断基準がなくその都度判断すると回答した自治体が51%にのぼります(1741市区長村を対象に調査、1512自治体から有効回答)。

行政主導で共通基準を設定しているのは17%、

明確な基準はないが行政と園で認識を共有しているのが 18.6%、園の状況に応じた個別基準を行政が策定しているとしたのは 2.3%で、何らかの基準や認識を持っていると回答したのは 4 割弱でした。中には、臨時休園などの対応を想定していないと回答した自治体が 5.9%ありました。

災害状況や地域性の違いで対応は変わってきますが、一定の基準を策定することで、状況に応じて判断するための基礎ができるといえます。そうした意味から、対応基準の策定は重要です。

◆災害時の保育所等の対応基準について

事務連絡にあるように、厚労省は市区町村に災害時の対応についての基準の策定を要請しています。みなさんの自治体ではどのようになっていますでしょうか。別紙資料として、神奈川県鎌倉市の「台風等災害に伴う臨時休園措置のガイドライン」、福岡県福智町の判断基準（案）、福岡県久留米市が保護者に配布した対応基準についての通知、を同封します。

◆災害対応と児童福祉法 24 条 1 項

災害時の対応を通して、児童福祉法 24 条 1 項の意味をあらためて考えさせられます。9 月初めの台風 10 号での対応を通して、24 条 1 項の効果を感じた、と福岡経営懇が発信しています。

2020.09.08

会員のみなさま

福岡経営懇・事務局 原田

台風 10 号に伴う休園時の勤怠処理について

おつかれさまです。

台風 10 号は予想された勢力まで発達しませんでした。九州の各地で被害が発生しているようです。7 日は休園した園が多かったと思いますが、その場合の職員の勤怠処理について、情報を提供します。なお、この情報については、福岡市にも確認しています。

労働基準法第 26 条では、使用者の責めに帰すべ

き事由によって休業し、労働者が就業できなかった場合は、その期間中、平均賃金の 6 割以上の休業手当を支払うことを使用者に義務付けています。

一方で、台風や地震など、不可抗力の休業の場合は、使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないとされています。したがって、今回の場合は通常なら休業手当を払う必要はありません。

しかし、私立保育園には市町村から 9 月分の委託費が支弁され、当日分も減額されないため、休業した 7 日について不労控除は行わず、通常通りの賃金を支給することになります。

「緊急事態宣言」期間中に園の指示・確認により休んだ職員に対する「特別有給休暇」と同じ考え方です。

児童福祉法 24 条 1 項の効果はこんなところにもあることを実感しました。

福智町の災害時の判断基準をみると、登園前に避難勧告が出た時点で臨時休園とされていますが、「代替措置として町内の公立保育所にて代替保育を行います」としています。市町村が保育実施に責任を負う、という観点からの措置と言えます。

また、7 月の熊本南部の豪雨災害で園舎が水没した私立認可保育所 2 園のうち 1 園は、市内の公立保育所に間借りして保育を再開しています。これも、児童福祉法 24 条 1 項を維持したからこそ、災害で被災した施設任せにせず保育が守られた事例です。

◆災害時・非常時の対応～自治体と確認を

今後も自然災害や、コロナ禍のような非常事態が起こることが考えられます。コロナで感染が発生し休園した場合に、どうしても保育が必要な家庭の保育を保障するための代替保育等の手立ても多く自治体で確保されていません。災害時・非常時の対応について、自治体と検討を進めていくことが必要です。そうした対策を実現するには国の支援は不可欠ですので、国への要望を自治体からもあげていくよう、求めることも必要です。

地域の動き・とくくみ

●地元選出の国会議員との関係づくり／山形

山形では、昨年度の国会請願署名の紹介議員になってくれた議員から、情報が届きました。

はらっぱ保育園園長 阿部啓一先生

日頃よりお世話になっております。保育政策について、様々ご指導を下さり、改めて感謝申し上げます。

阿部先生からいただいたご指摘に基づき芳賀議員は何度も決算委員会や厚生労働委員会で保育の充実について国会質問をいたしました。特に、阿部先生ご指摘の、会計検査院の調査対象ともなった「処遇改善等加算」について、参議院決算委員会で決議に至りましたので資料（下記枠内）を郵送いたします。（中略）

これからもご指導の程よろしくお願い申し上げます。 参議院議員 芳賀道也事務所

昨年度は国会請願署名が第 200 回国会参議院で採択されました。また紹介議員は、与党である自民・公明を含め 109 名に増えました。どちらも画期的でした。各地域で地元選出議員と関係をつ

1 保育士等の賃金改善の確実な実施について

保育士等の賃金改善のための処遇改善等加算の実施状況について、会計検査院が 166 市区町村の 6,089 施設を検査したところ、平成 28 年度及び 29 年度の 2 か年度の間、保育所等において処遇改善等加算に残額が生ずるなどしていたもののうち、7 億 1,950 万円が翌年度も保育士等の賃金改善に充てられていない状況となっていたことなどが明らかとなった。

政府は、市区町村に対して、処遇改善等加算が確実に保育士等の賃金改善に充てられるよう保育所等に対する処遇改善等加算の残額に係る支払状況の確認を徹底することを周知するとともに、保育所等が賃金改善総額を適切に算定して保育士等の賃金改善を行うことができるよう算定方法の留意点等を具体的に示すべきである。

くり、保育の課題を国会にとりあげさせましょう。

(※2020 年度国会請願署名を同封します)

●副食材料費実費徴収問題で、福岡市との交渉を開始／福岡・(福)紅葉会

副食材料費の委託費からの減額について、福岡・社会福法人紅葉会は、福岡市との交渉を開始し、保育の実施責任を負う福岡市に対し、委託費から副食費を減額しないよう求めていくとしています（詳細は同封資料参照）。

◆資料より

○副食材料費の支給に関する論立て

(1)福岡市は保育事務の委任者として、それににかかる費用を受任者であるちどり保育園に支払う義務を負う。

(2)福岡市が委任する保育事務には給食の提供が含まれており、福岡市はそれににかかる費用をちどり保育園に支払う義務を負う。

(3)以上から、副食材料費を保育事務の委任にかかる費用から減額している現状は、契約不履行状態である。

(4)福岡市は保育事務の委任にかかる費用の全額をちどり保育園に支払わなければならないのであり、ちどり保育園が副食材料費を保護者から実費徴収

することにより、本来受給すべき委託費の不足分を確保し、結果として委任にかかる費用の全額を得ていることをもって、保育事務の委任者である福岡市の責任が免れるわけではない。

お知らせ

●2020年度セミナーについて

○コロナ感染症拡大防止の観点から、今年度のセミナーは中止となりました。ご了承ください。

★セミナーにかかわる学習企画を検討中です

○2021年度は同じ会場での開催を予定

- ・2021年9月夏季セミナー（神奈川県横浜市）
- ・2021年11月主任セミナー（東京都多摩市）
- ・2022年1月経営セミナー（愛知県豊橋市）

●国会請願署名スタート

○昨年度は紹介議員109名！過去最高

第201国会 (2020.1.20~6.15 予定)

・第200国会 (2019.10.4~12.9) 紹介議員

自民5／立憲32／国民27／共産25／社民3／
公明1／れいわ1／無所属・他15／ **計109名**

○自由民主党 5

参議院(1)：三宅伸吾(香川)

衆議院(4)：山本拓(福井)、中谷元(高知)、関芳弘(兵庫)、平井卓也(香川)

○立憲民主党 32

参議院(7)：石垣のりこ(宮城)、川田龍平、有田芳生(東京)、宮沢由佳(山梨)、杉尾秀哉(長野)

芝博一(三重)、野田国義(福岡)

衆議院(25)：荒井聡、池田真紀、神谷裕、本多平直(北海道)、岡本あき子、山崎誠(宮城)、菅直人、海江田万里、手塚仁雄、大河原雅子(東京)、青柳陽一郎、阿部知子、早稲田夕季(神奈川)、宮川伸、岡島一正(千葉)、長谷川嘉二、堀越啓仁(群馬)、大西健介、近藤昭一、吉田統彦(愛知)、村上史好(大阪)、桜井周(兵庫)、武内則男(高知)、山内康一(福岡)、矢上雅義(熊本)

○国民民主党 27

参議院(6)：木戸口英司、横沢高德(岩手)、羽田雄一郎(長野)、森ゆうこ(新潟)、森本真治(広島)、古賀之士(福岡)

衆議院(21)：小沢一郎(岩手)、生方幸夫、奥野総一郎(千葉)、小宮山泰子、森田俊和(埼玉)、青山大人、浅野哲(茨城)、篠原孝(長野)、下条みつ(長野)、源馬謙太郎、日吉雄太(静岡)、牧義夫、岡本充功、大西健介、山尾志桜里(愛知)、斉木武士(福井)、岸本周平(和歌山)、津村啓介(岡山)、稲富修二、城井崇(福岡)、吉良州司(大分)

○日本共産党 25

参議院(13)：紙智子(北海道)、岩淵友(福島)、伊東岳(埼玉)、吉良よし子、小池晃、大門実紀史、田村智子、山添拓(東京)、武田良介(長野)、市田忠義、倉林明子、井上哲士(京都)、山下芳生(大阪)

衆議院(12)：高橋千鶴子(東北)、笠井亮、宮本徹(東京)、志位和夫(千葉)、塩川鉄也(埼玉)、畑野君枝(神奈川)、藤野保史(長野)、本村伸子(愛知)、穀田恵二(京都)、清水忠史(大阪)、田村貴昭(福岡)、赤嶺政賢(沖縄)

○社会民主党 3

参議院(1)：福島みずほ(東京)

衆議院(2)：吉川元(大分)、照屋寛徳(沖縄)

○公明党 1 参議院(1)：谷合正明(岡山)

○れいわ 1 参議院(1)：船後靖彦(東京)

○無所属 15

参議院(5)：芳賀道也(山形)、嘉田由紀子(滋賀)、ながえ孝子(愛媛)、伊波洋一、高良鉄美(沖縄)

衆議院(10)：田島要(千葉)、笠浩史(神奈川)、中島克仁(山梨)、青山雅幸(静岡)、重徳和彦(愛知)、今井雅人(岐阜)、中川正春(三重)、佐藤公治(広島)、大串博志(佐賀)、小川淳也(香川)

●こんな時だからこそ、学ぼう！

セミナー等、一堂に会しての学習会等は困難ですが、文献や書面での学習・様々なオンラインでの学習企画等を活用しましょう。

○中山徹さん講演レジュメ(パワポ資料)

9月13日全保連総会での講演資料です。

○職員研修にご活用ください！

保育プラザ研修WEB講座(11月)

○保育研究所主催のオンラインセミナー「コロナ禍での保育の未来を展望する」

10月・12月・1月と予定されています。

○権利としての福祉を守る学習決起集会10.14

※各地域での学習会等、お知らせ下さい。

【経営懇・活動日誌】9月

○8月31日(月)三役会。Web会議。8月号ニュース発送。

○9月13日(日)全保連総会

○9月14日(月)役員会。Web会議。

○9月中旬～下旬 要望書検討・作成

同封資料

①災害時の保育所の対応 関連資料

②福岡・(福)紅葉会資料

③2020年度国会請願署名

1枚2円(100枚より発送可+送料別)

④保育プラザWEB講座ご案内

⑤中山徹さん講演資料

⑥保育研究所オンラインセミナー

⑦権利としての福祉を守る学習決起集会